

目 次

1. 平成30年度 企業物流セミナーを開催	1
2. 九州管区広域緊急援助隊合同訓練に参加	3
3. 大分県議会議員選挙の候補者へ推薦状	4
4. 大分県トラック協会長（優良従業員）表彰 被表彰者の推薦について	5
5. 平成30年度 ドライバー講習会・省エネ運転研修会の開催案内	6
6. 各種助成金の申請締切日について	7
7. 大分県トラック会館の施設管理について	7
8. ダイレクトメールの開設について	8
9. 「物流効率化シンポジウムin大分」が開催される	9
10. 大分県自動車会議所 新年賀詞交歓会を開催	11
11. 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果	12
12. 支部だより 大分県警から県南支部佐伯分会に感謝状	13
☆青年部だより	14
☆行政だより	
(1) 分散引越にご協力をお願いします！	15
(2) STOP！ 転倒災害プロジェクト	17
(3) 事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて	20
(4) 消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）	21
(5) 「市町村のための降雪対応の手引き」の送付について	25
(6) 国土交通省作成「トラック運送サービスを持続的に 提供可能とするためのガイドライン」について	26
(7) 厚生労働省通達・働き方改革関連法による改正後の労働基準法関係の解釈について	26
☆国税だより	27
☆陸災防だより	
平成30年度 年末・年始労働災害防止強調運動合同パトロール 実施報告	28
☆大分産業機械技能教習所だより	29
☆お知らせ	
(1) 「2020TDM推進プロジェクト」に是非ご参加ください！	30
(2) 第13次労働災害防止計画（大分県版）のポイント	33
(3) 新入会員紹介	37
(4) 会員名簿訂正方のお願い	37
(5) 燃料情報	37
(6) 行事予定表	39
(7) 帳票関係FAX注文書	40

標準貨物自動車運送約款改正関係についてホームページで閲覧可能となっております。

○-----○
当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

平成30年度 企業物流セミナーを開催

公益社団法人大分県トラック協会（仲浩会長）は1月29日、大分市田室町のレンブラントホテル大分において、企業物流セミナーを開催した。

会員事業所における業界の直面する諸課題に対し組織の基盤強化を図り、もって事業の健全な発展を期することを目的に開催されたもので、NPO法人ベースボールスピリッツの奥村幸治理事長、ならびに九州運輸局自動車交通部貨物課の江隈幸弘貨物課長の両名を講師に迎え、会員事業者ら約100名が出席した。

はじめに、仲摩一夫副会長の開会のことばに続き、仲浩会長が「運送業界を取り巻く環境は、少子・高齢化に伴うドライバー不足、働き方改革による長時間労働の抑制、過当競争に起因する運賃・価格の低迷など、様々な課題が山積している。協会では、「会員第一の運営」、「業界の社会的地位・経済的地位の向上」、「社会貢献と会員相互の連携強化」の3つの方針を掲げ、事業に取り組んでいる。その中で、今年から働き方改革関連法が施行され、順次規制が業界に及んでくる。特にドライバーの労働時間については、5年間の猶予期間はあるが、時間外労働の上限規制や割増賃金率のアップなどで、さらに深刻化する。荷主に対して理解とお願いをするとともに、過当な運賃競争を避け、私どもの宝である大事なドライバーの生活を守れるよう協力をお願いしたい」とあいさつした。



主催者あいさつする仲会長



続いて、大分運輸支局の中園裕蔵支局長が「トラック業界において、働き方改革は運び方改革でもある。物流におけるトラック運送のあり方を荷主企業と協同して検討・改善を行い、引き続き我が国経済や国民生活を物流で支えるという使命達成に向け、尽力をお願いしたい」、大分県企画振興部観光・地域局交通政策課の島田忠参事が「九州と本州・四国を結ぶフェリーの8割近くが大分県を発着している。九州の東の玄関口としての優位性を有しており、このポテンシャルを存分に発揮して、多くの物・人を九州各県内外に輸送する拠点となり、経済の活性化、雇用の創出を地方創生を加速させていきたい。引き続き、物流を担う皆さんの協力をお願いしたい」とあいさつした。

セミナーは二部構成で行われ、一部では奥村幸治氏が「プロ野球チームに見る強い組織の作り方」と題して講演。自身のプロ野球選手時代の話のほか、所属していたオリックス・ブルーウェーブの後輩、現シアトルマリナーズのイチロー選手や、監督を務める少年野球チームの教え子、現ニューヨーク・ヤンキースの田中将大選手との出会いを通じた、子どもの能力を伸ばす体力づくり、目標達成のセルフマネジメント、個々の能力の引き出し方などを説示し、最後に「達成できる目標を立てて、達成したら次の目標に向け努力を続ける。人との出会いや言葉を参考にして運をつかむ。良い習慣を身につけることで、人は成長する。自分で目標を立て、努力する人を育てることが大切である」と述べた。

二部では、江隈幸弘氏が「トラック運送事業を取り巻く近年の課題について」と題して、トラック産業の現状や働き方改革、安全対策、取引環境・労働環境改善のための取り組みなどについて資料を元に説示を行った。また、最近の動きとして、標準貨物自動車運送約款の改正に伴う手続きについて、取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの概要、ホワイト物流推進運動の概要などを説示した。



奥村講師



江隈講師



講演会のようす

九州管区広域緊急援助隊合同訓練に参加

平成31年1月22日(火)大分市及び臼杵市で南海トラフ地震を想定した大規模災害への対処能力の向上と防災関係機関等との連携強化を目的に、九州管区警察署と大分県警察の共催で、標記訓練が実施された。

大分県トラック協会は、訓練で大分県警察本部の依頼により、緊急物資輸送の訓練を行った。



新生運送(株)



九州ライティング物流(有)



確認標章交付受付の様子



パトカーの先導で中九州自動車道路を走行する会員トラック

大分県議会議員選挙の候補者へ推薦状

今年4月に実施される第19回統一地方選挙大分県議会議員選挙において、大分県トラック事業政治連盟（仲浩会長）は、自由民主党大分県支部連合会（阿部英仁会長）、並びに公明党大分県本部（河野成司代表）が公認または推薦する候補者へ推薦状をお渡ししています。

自由民主党の候補者は、15選挙区23名（公認19名、推薦4名）、公明党の候補者は2選挙区3名（いずれも公認）で、1月21日以降、各支部長がそれぞれの選挙区の候補者本人へ直接推薦状を手渡します。

1月29日(火)16時30分には、大分中央支部の山下柁規支部長が大分市内の阿部英仁候補（自由民主党）の選挙対策事務所を訪問し、阿部候補へ推薦状を手渡し、「必ず当選することを信じて、県トラック事業政治連盟も業界を挙げてご支援いたします」と激励しました。

阿部候補も「トラック輸送業界の発展、ひいては大分県の発展のために、当選に向け全力で頑張ります。ご支援のほど、よろしく申し上げます」と述べ、4月の選挙戦に向け、必勝への意気込みを述べました。

会員の皆様には、トラック輸送業界の一層の発展と社会的、経済的地位の向上を目指すためにも、各選挙区とも万全の支援をお願いします。



阿部英仁候補^⑤へ推薦状を渡す
山下柁規大分中央支部長



麻生栄作候補^⑥に推薦状を渡す
三宮俊二大分中央西支部長

(公社)大分県トラック協会長(優良従業員)表彰 被表彰者の推薦について

標記表彰は、当業界の健全な発展と社会的地位の向上に貢献した従業員を対象に、その功績を称え表彰するものです。

つきましては、選考基準に該当する従業員について必要書類を添付の上、ご推薦いただきますようお願いいたします。

なお、必要書類様式はトラック情報1月号に同封しております。また、当協会ホームページの新着情報にも掲載していますので、ご活用下さい。

記

1. 必要書類

- (1) 候補者推薦名簿(第1号様式)
- (2) 功績調書(第2号様式)
- (3) 履歴書(第3号様式)

2. 提出期限 平成31年3月29日(金) ※必着

3. 選考基準 ※(公社)大分県トラック協会表彰規程による

◇表彰規程(抜粋)

第5条 被表彰者は、同一会社又は事業所に引続き勤務した者の中から次の基準のいずれかに該当する従業員より選考するものとする。

- 1 従業員としてその業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者で次に該当する者
 - (イ) 勤続 7年以上
 - (ロ) 勤続 15年以上
 - (ハ) 勤続 25年以上
- 2 危難をかえりみず職責を遂行し、又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- 3 有益な発明、考案、改良又は研究を行い、運送事業に著しい貢献をした者
- 4 人命救助、犯人逮捕又は全国競技大会において入賞する等業界の社会的評価を高めた者
- 5 前第1項のイからハまでの計算期間は、毎年2月末日とする。
- 6 表彰人員の基準は、会費納入事業所単位とし、毎年2月末日現在における会費納入車両基準による。(※被牽引車除く)
 - (イ) 車両数100両以上の事業所は5名以内
 - (ロ) 車両数50両以上100両未満の事業所は3名以内
 - (ハ) 車両数20両以上50両未満の事業所は2名以内
 - (ニ) 車両数20両未満の事業所は1名以内

平成30年度

ドライバー講習会・省エネ運転研修会の開催案内

標記の講習会・研修会を開催いたします。参加を希望される方は下記の申込用紙に記入の上、平成31年2月28日(木)までに、大分県トラック協会事務局まで送付ください。

記

1. 開催日時 平成31年3月8日(金)
13時30分から15時30分(予定)
2. 開催場所 大分県トラック会館5階「大会議室」
3. 内 容 ○ドライバー講習会
講師 大分県警察本部交通部
○省エネ運転研修会
講師 交通エコロジーモビリティ財団
4. その他 2019年度安全性優良事業所(Gマーク)認定審査時の評価対象講習会

ドライバー講習会・省エネ運転研修会

申 込 書

会社名	出席者名	役職名

(送付先) 大分県トラック協会事務局 FAX 097-552-1591

各種助成金の申請締切日について

平成30年度の各種助成金の申請締切日は
平成31年3月20日(水)

となっております。

※締切日前に予算額に達した助成金は、その時点で受付を終了させていただきますのでご注意ください。

詳しくは、協会HP「助成制度はこちら」をご覧ください。

大分県トラック会館の施設管理について

当会館を皆様に気持ちよくご利用いただくため、下記の施設メンテナンスを行いましたのでお知らせ致します。

- 庭木の剪定作業（平成30年9月4日完了）
- 玄関庇塗装工事（平成30年10月17日完了）
- 庭木の剪定作業（平成30年12月14日完了）
- 玄関タイル洗浄作業（平成31年1月11日完了）



ダイレクトメールの開設について

～全会員のご登録をお願いいたします～

この度、当協会では、早急の連絡を要する法改正や安全対策、協会事業などの会員への情報伝達手段として、協会ホームページにダイレクトメール登録ページを開設致しました。

つきましては、協会ホームページから、下記手順により同サイトへの登録をお願いします。

ダイレクトメール登録手順

The screenshot shows the homepage of the association. At the top, there is a banner for '国道LIVE映像' (National Route LIVE Video) with a truck image. Below the banner is a navigation menu with buttons for '会長あいさつ・役員名簿', 'トラック協会って何?', 'お知らせコーナー', '輸送相談コーナー', '施設ご利用案内', '特殊車両リンク集', '道路交通情報リンク集', 'リンク集', '豆知識・活動の紹介', and '情報公開'. A 'What's New' section lists recent news items. A callout box with 'ココ' (Here) points to a button labeled '協会員様ダイレクトメール登録はこちら！' (Direct Mail Registration for Association Members Here!). Other sections include '助成制度はこちら NEW' (Subsidy System Here NEW), '納税証明書交付請求のご案内' (Guidance on Requesting Tax Certificate Issuance), '新型コロナウイルス感染症防止対策のポイント' (Key Points for Preventing COVID-19 Infection), '社会保障・税番号制度マイナンバー' (Social Security and Tax Number System My Number), and 'Trend Survey' (アンケート調査の結果公開).

登録は簡単！

協会HP「ダイレクトメール登録はこちら」→項目入力→確認・送信

「物流効率化シンポジウムin大分」が開催される

九州運輸局ならびに公益財団法人九州運輸振興センターおよび大分県は1月22日、大分市大手町の大分県庁正庁ホールにおいて、「物流効率化シンポジウムin大分」を開催した。

平成30年3月に初めて開催された同シンポジウムは、今回モーダルシフトの担い手として注目を浴びる「RORO船」に焦点をあて、その利用促進に力を入れている大分県との共催で開催され、運輸・観光・経済・行政などの関係者ら約140名が参加した。

はじめに、九州運輸局の吉元博文次長が「生産年齢人口の急激な減少、働き方改革による生産性向上、優秀な人材を確保し将来にわたって物流機能を維持していくために、物流効率化は避けては通れない重要なテーマである。物流事業者と荷主企業を含めた関係者の皆さんが現状を共有し、お互いの立場を理解し、協力しあう必要がある。モーダルシフトの推進を図るうえで、RORO船の積極的な活用をお願いしたい」。大分県の安東隆副知事が「今回、大分で本シンポジウムが開催さ



吉本次長



安東副知事



森 講師



八坂 講師



殿村 講師



大黒実行委員長



パネルディスカッション



センコー(株)殿村支店長の講演

れることに感謝申し上げる。東九州自動車道が完成し、九州の中で循環するネットワークができた。大分は、九州から本州・四国へのフェリーの八割が発着する陸路と海路の結節点に位置しており、九州の東の玄関口の機能をさらに高めていきたい」とあいさつした。

基調講演は、「海運モーダルシフトを支える内航RORO船」と題して、三菱造船(株)マリンエンジニアリングセンター造船設計部計画設計課主席技師の森哲也氏が、海運モーダルシフトの歴史や航路、RORO船の紹介を行った。

続いて、「九州の東の玄関口としての拠点化戦略とRORO船航路」と題して、大分県土木建築部港湾課ポートセールス推進監の八坂悦朗氏が、大分県の取組やRORO船利用助成事業などの紹介を行った。

さらに、センコー(株)東九州車両支店の殿村英彦支店長が、「本州⇄九州間における長距離最適輸送モードの確立」として自社の取組事例を報告した。

休憩をはさみ、「RORO船を活用した物流効率化の展望を探る」と題し、公益財団法人九州経済調査協会事業開発部の岡野秀之部長がコーディネーターを務め、パネリスト4名とアドバイザー1名の計6名によるパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは「トラックドライバーの人手不足や労働環境の現状をどう捉えているか」「モーダルシフトによって輸送コストや労働環境はどう変化するのか～RORO船の活用による具体的な効果」「西日本豪雨の際の物流の対応状況～RORO船がどのような役割を果たしたのか」について、それぞれ意見を述べた。

終わりに、公益財団法人九州運輸振興センターの大黒伊勢夫実行委員長が「今回のシンポジウムでは、RORO船を活用したモーダルシフトについて様々な観点からお話を伺った。効率的な輸送を進める良いきっかけとなることを願っている」とあいさつを述べた。



大分県自動車会議所 新年賀詞交歓会を開催

一般財団法人大分県自動車会議所（漢二美理事長）主催による創立70周年記念陸運関係新年賀詞交歓会が1月9日(水)、大分市のレンブラントホテル大分で開催、業界関係者、来賓など約280名が参加した。

（公社）大分県トラック協会から、仲浩会長他、傘下の各企業から約80名が出席した。

交歓会は、最初に橋本一郎副理事長が開会の辞を述べたのち、主催者を代表して漢二美会長が「当会議所は昨年8月に創立70周年を迎えることができた。これもひとえに関係行政省庁のご指導をはじめ、関係団体のご支援・ご協力のおかげと衷心よりお礼申し上げる。先人の叡智に敬意を表すとともに、その歴史に恥じぬよう、業界のさらなる発展を目指していきたい」と挨拶した。

このあと、来賓祝辞に移り、広瀬勝貞大分県知事が「県では、運輸・交通関係のインフラ整備を着々と進めているところであり、中九州横断道路の竹田までの開通、さらに中津・日田道路も順調に建設が進んでいる。今後も、九州の東の玄関口としての大分の道路・港湾の整備を進め、皆さんと共に大分県を発展させていきたい」と述べた。さらに、自由民主党所属の衛藤征士郎衆議院議員、大分運輸支局の中園裕蔵支局長が、それぞれの立場から挨拶を行ったのち、大分労働局の足立和也労働基準部長による乾杯の発声で懇談会が賑々しく開始され、最後は渡邊教和副理事長が閉会の辞を述べ、新年賀詞交歓会は盛会裡に終了した。



漢理事長



広瀬県知事



街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」とし街頭啓発活動を実施していますが、平成31年1月に実施された結果についてご報告致します。

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	備 考
大分西	中央西	7:30～8:00	大分市 新川交差点	6社	6人	1月21日
	大分南	7:30～8:00	由布市市役所横交差点	4社	9人	1月21日
大分東		7:30～8:00	大分市 大分東警察署前	9社	10人	1月21日
県北	中津	7:45～8:15	中津市田尻交差点	10社	16人	1月18日
	宇佐・豊後高田	7:45～8:15	宇佐市江須賀 柳ヶ浦高校前交差点	6社	7人	1月18日
西部	日田	7:30～8:00	日田市 玉川交差点	5社	6人	1月18日
	玖珠	7:30～8:00	玖珠町 玖珠運事協前	3社	4人	1月18日
県南	臼津	11:00～11:30	津久見市 津久見交番前	15社	15人	1月21日

※平成31年1月29日現在 報告受理分のみ列記

街頭啓発活動の様子



西部支部玖珠分会



大分西支部中央西分会



県北支部中津分会



県南支部臼津分会



大分西支部大分南分会

支部だより 大分県警から県南支部佐伯分会に感謝状

平成30年12月26日、さくら運輸(株)佐伯本社において、大分県警佐伯警察署（曾根崎武署長）から大分県トラック協会県南支部佐伯分会（後藤信雄分会長）へ感謝状の贈呈式が執り行われた。

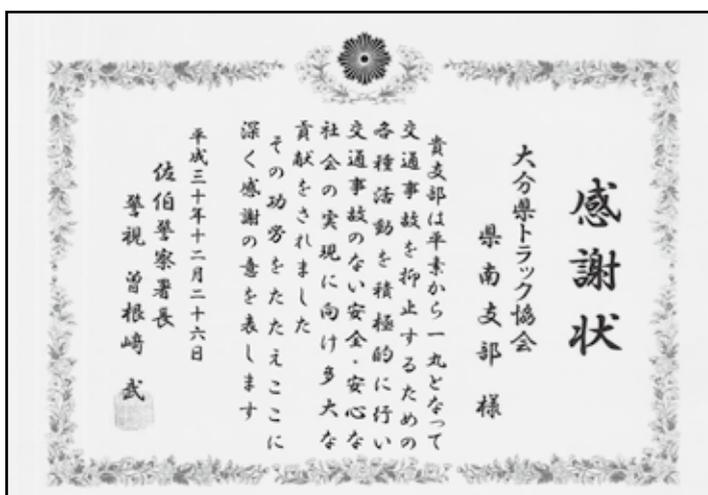
この感謝状は、同分会が日頃から実施している交通安全活動に対して贈られたもので、曾根崎署長から引き続き交通事故のない安全・安心な社会に向けて活動していただくようお願いがあり、後藤分会長からは今後とも期待に沿うよう関係者一丸となって協力していく所存である旨を伝えた。



曾根崎武署長

後藤信雄分会長

濱本高行交通課長



青年部だより

「正副会長会」の開催

大分県トラック協会青年部（佐藤政信会長）は、1月16日(水)大分市「大分県トラック会館」において標記会議を開催した。

会議では、2020年度に開催予定の「(公社)全日本トラック協会青年部会九州ブロック大会(大分大会)」について協議した。大会の概要や大会までのスケジュールなどについて執行部の意見を固め、実行委員会等でさらに協議をしていく予定である。

(公社)全日本トラック協会青年部会九州ブロック大会(大分大会)実行委員会の開催

大分県トラック協会青年部は、1月23日(水)大分市「全労済ソレイユ」において、標記会議を開催した。

会議では、大分大会について正副会長会で協議した内容が提案され、それらの案をもとにさらに協議を重ねた。

また会議終了後は、大会開催予定である会場（セミナー：iichiko音の泉ホール、懇親会：ホテル日航大分オアシスタワー）の下見と、ホテルとの打ち合せを行なった。



◇青年部会員を募集しています

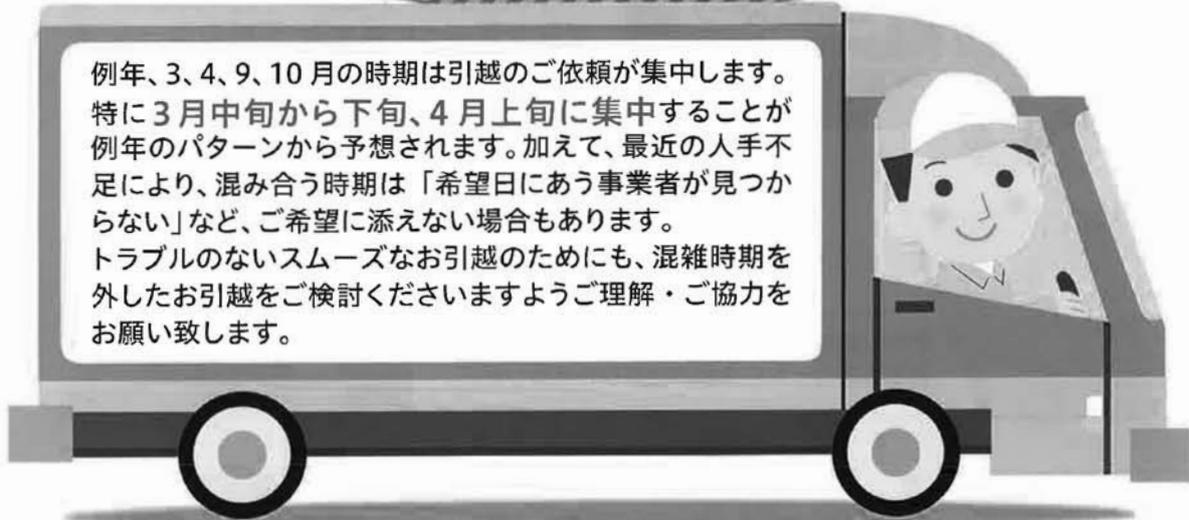
- 協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者

【問合せ】 公益社団法人 大分県トラック協会青年部事務局 三好・岡部

電話 097-558-6311 メール miyoshi@ota.or.jp

分散引越にご協力を お願いします!

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月中旬から下旬、4月上旬に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討くださいますようお願い・ご協力をお願い致します。

2019年
3月~4月

引越混雑予想カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					3月 1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	4月 1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20

上記を参考に(2月または4月中旬以降)のお引越の検討をお願い致します



国土交通省

公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

引越事業者選びで悩んだら、このマーク



人生のうちに何度もない引越だから、いい事業者と出会い、安心して納得のいく、いい引越をしてほしい。そんな思いから全日本トラック協会では平成26年度より「引越事業者優良認定制度」を開始いたしました。

この制度は、引越前の下見や見積り、確かな作業などに関する“引越のルール”を守る事業者を、全日本トラック協会が引越優良事業者として認定するもので、優良事業者には「引越安心マーク」を交付します。

1 引越のルール

しっかり下見

事前にお客様のお宅へお伺いし、荷物の量などから作業の段取りを提案します。



2 引越のルール

きちんと見積り

下見に基づいた運賃・料金を提示します。契約の重要事項（約款）を説明します。



3 引越のルール

確かな作業

建物や家具などに適切な保護を行い、安全に運びます。



4 引越のルール

お客様窓口を設置

万が一、トラブルがあった際ご相談をいただける窓口を本社（本部）に設けています。



「引越安心マーク」は、(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。下見・見積り・確かな作業など、“引越のルール”を守る事業者であることのしるしです。

詳しくは…

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。

STOP! 転倒 検索

事業者の皆さまは、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した総点検を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、職場環境の改善を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は約2.8万件と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

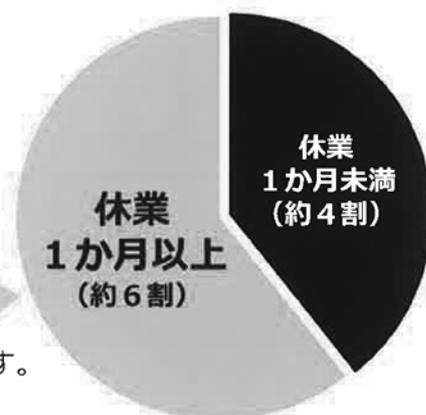
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが約3倍に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は約6割が1か月以上となっています。

特徴4 冬季に多く発生!

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」労働者死傷病報告（厚生労働省）より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	 <p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください！
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

まずは、職場内で情報共有

転倒危険場所を見える化しましょう！

転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への共有を図ることが大切です。
危険場所に下のステッカーの掲示を行うなど、**転倒の危険を見える化しましょう！**

※下のステッカーは、「STOP！転倒災害プロジェクト」のホームページからもダウンロードできます。

切り取り線

転倒危険！



コメント

切り取り線

あなたの職場は大丈夫？

転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート



チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などを標識などで注意喚起していますか	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？

問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！ 次頁の「見える化」も効果的です!!

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて

国土交通省より事業用自動車事故調査委員会より提出された「事業用自動車事故報告書」の公表について通知がありました。

九州運輸局自動車技術安全部長

事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策について

今般、事業用自動車事故調査委員会が下記のとおり事業用自動車事故調査報告書を公表しました。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれるよう、貴会傘下会員に対し周知方お願い致します。

記

○特別重要調査対象

- 大型トラックの衝突事故（徳島県鳴門市）

（概要版）<http://www.mlit.go.jp/common/001270099.pdf>

○重要調査対象

- 貸切バスの衝突事故（長野県佐久市）

（概要版）<http://www.mlit.go.jp/common/001270097.pdf>

- 貸切バスの転落事故（福井県あわら市）

（概要版）<http://www.mlit.go.jp/common/001270095.pdf>

- 貸切バスの転落事故（北海道上川郡清水町）

（概要版）<http://www.mlit.go.jp/common/001270093.pdf>

※事業用自動車事故調査報告書については、下記URLより確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

平成31年（2019年）10月1日から、消費税率が引き上げられることに伴い、社会全体としての準備が十分整うよう、関係府省庁が連携して取組を推進しているところです。

今般、消費税の引上げ前後で消費者の皆さんに安心して購買いただくために、消費税引上げ前後に柔軟に価格付けができるよう、政府において「消費税の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が取りまとめられました。このガイドラインの内容については、消費税率引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制する観点から、国民の皆様に分かりやすく広報を行うこととされています。

[ガイドラインの掲載サイト]

- 政府広報オンライン

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/other/anteiteki.html

- 内閣府ホームページ

<https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

[ガイドラインに関するお問合せ先]

- 総論・広報について

内閣官房消費税価格転嫁等対策推進室 TEL 03-3539-2907

- 宣伝・広告（「消費税還元セール」、「今だけお得」等）について

消費者庁表示対策課 TEL 03-3507-8800(代)

- ポイント還元について

経済産業省商務・サービスグループ参事官室 TEL 03-3501-1511(代)

- 適正な転嫁の確保について

公正取引委員会消費税転嫁対策調査室 TEL 03-3581-1891

中小企業庁取引課消費税転嫁対策室 TEL 03-3501-1511(代)

- 総額表示について

財務省主税局税制第二課 TEL 03-3581-4111(代)

- 便乗値上げについて

消費者庁消費者調査課 TEL 03-3507-9196

[消費税転嫁等に関するお問合せ先（政府共通の相談窓口）]

- 消費税価格転嫁等総合相談センター（内閣府）

TEL 0570-200-123（ナビダイヤル）

（受付時間）9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）

平成30年11月28日
内閣官房
公正取引委員会
消費者庁
財務省
経済産業省
中小企業庁

1. 価格設定に関する考え方

我が国においては、消費税が1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格が引き上げられるものとの認識が広く定着しています。

これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断しています。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることはなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していません。

たしかに、消費税は、事業者ではなく、消費者が最終的には負担することが予定されているため、消費税引上げ後に小売事業者が値引きを行う場合、消費税転嫁対策特別措置法により、「消費税はいただいていません」「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した形で宣伝・広告を行うことは禁止されていますが、これは事業者の価格設定のタイミングや値引きセールなどの宣伝・広告自体を規制するものではありません。例えば、「10月1日以降〇%値下げ」「10月1日以降〇%ポイント付与」などと表示することは問題ありません。

また、今回は、中小・小規模小売事業者に対して、来年10月の消費税引上げ後の一定期間に限り、ポイント還元といった新たな手法などによる支援などを行う予定です。これにより、中小・小規模小売事業者は、消費税引上げ前後に需要に応じて柔軟に価格設定できる幅が広がるようになります。

大企業においても、消費税引上げ後、自らの経営資源を活用して値引きなど自由に価格設定を行うことに何ら制約はありません。

2. 適正な転嫁の確保

このように消費税引上げ後、小売事業者が自らの経営判断により値引きを行うことに法令上の制約はありませんが、事業者間の取引については、当該小売事業者が製品・サービスを納入する下請事業者等がしわ寄せを受け、適正な価格転嫁ができず、増税分

を負担させられるような事態があってはなりません。

消費税転嫁対策特別措置法は、小売事業者や下流の事業者が、下請事業者や上流の事業者に対し、消費税増税分を減額するよう求めたり、利益提供を求めたりすることなどを禁止しています。来年10月の消費税率引上げに際しても、下請事業者等に対するこうした不当な行為がなされないよう、引き続き、転嫁Gメンによる監視や関係機関による周知を厳格に行っています。

3. その他

消費税率引上げ後、消費の平準化を図るために一定の支援措置を講じる予定としており、事実と反して、消費税率引上げ前に、「今だけお得」といった形で消費者に誤認を与え駆け込み購入を煽る行為は、景品表示法に違反する可能性があります。

消費税転嫁対策特別措置法は、税込価格の表示（総額表示）を義務化している消費税法の特例として、「事業者が表示する価格が税込価格と誤認されないための措置を講じているときは、税抜価格を表示できる」と規定しており、これについて特に変更はありません。

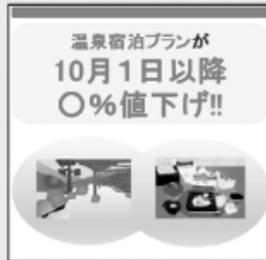
また、従来、消費税率の引上げを理由として、それ以上の値上げを行うことは「便乗値上げ」として抑制を求めてきましたが、これは消費税率引上げ前に需要に応じて値上げを行うなど経営判断に基づく自由な価格設定を行うことを何ら妨げるものではありません。

価格設定に関する考え方（ガイドライン1. 関係）

宣伝・広告に関する規制

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない

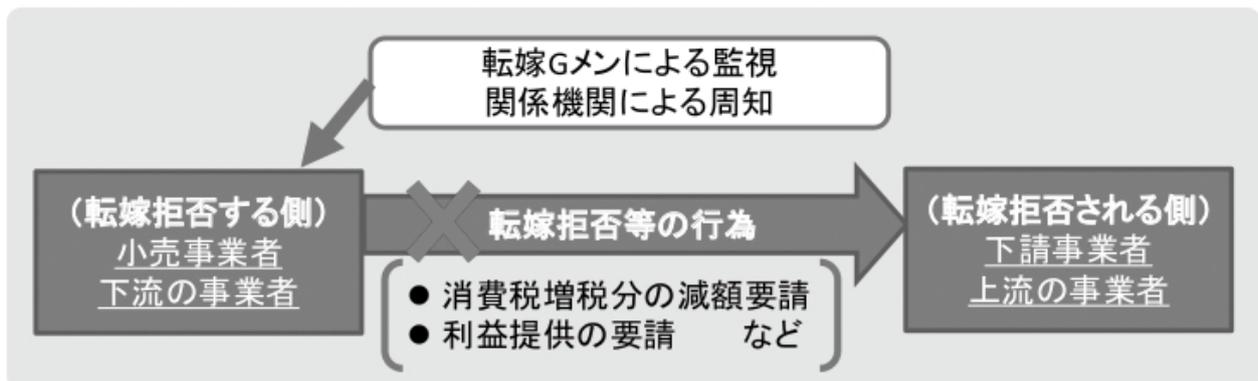


× 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



適正な転嫁の確保（ガイドライン2. 関係）



その他（ガイドライン3. 関係：税抜価格として表示できる例）

税込価格と誤認されないための措置の具体例（総額表示義務の特例関係）

① 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

〇〇〇円(税抜価格) 〇〇〇円(税別) 〇〇〇円(本体価格) 〇〇〇円+税 〇〇〇円+消費税

② 店内における掲示、チラシ等における表示により一括して税抜価格であることを明示する例

個々の値札等又は個別の商品価格の部分には、「〇〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等を選択する際に目につきやすい場所に、明瞭に以下のような表示を行うことが考えられる。

当店(本チラシ)の価格は全て税抜表示となっています。

国土交通省作成「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」について

国土交通省においては、平成28年7月に学識経験者、トラック運送事業者・荷主等の関係者及び関係省庁から構成される「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」を設置し、トラック運送事業者が適正な水準の運賃・料金を収受できる環境を整えるための議論を行ってきたところですが、今般、法令を遵守しつつトラック運送機能の持続的確保を図る上で一定のコストが必要となること等について、荷主・運送事業者双方の共通理解を促すために、標記のガイドラインが取りまとめられ、公表されました。

○本ガイドラインは下記URLからご覧いただくことが可能です。

<http://www.mlit.go.jp/common/001267339.pdf>

厚生労働省通達・働き方改革関連法による 改正後の労働基準法関係の解釈について (自動車運転者の範囲等について)

平成30年6月に成立した働き方改革関連法により、労働基準法の一部が改正されておりますが、このたび厚生労働省は、労働基準局長名で都道府県労働局長宛てに、「働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法関係の解釈について」の通達を發出しております。

本通達において、「自動車の運転の業務」に従事する者は、改善基準告示における「自動車運転者」と範囲を同じくするものとされ、具体的には「自動車の運転の業務に主として従事する者」が対象となる」とされたほか、「物品又は人を運搬するために自動車を運転することが労働契約上の主として従事する業務となっていない者についても、実態として物品又は人を運搬するために自動車を運転する時間が現に労働時間の半分を超えており、かつ、当該業務に従事する時間が年間総労働時間の半分を超えることが見込まれる場合には、「自動車の運転に主として従事する者」として取り扱う」との解釈が示されております。

なお、本通達は下記URLからもご参照いただけますので、必要に応じてご活用くださいようお願いいたします。

○通達掲載URL（労政労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465759.pdf>

●国 税 だ よ り

○確定申告は正しくお早めに

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、平成31年2月18日(月)から平成31年3月15日(金)まで、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の確定申告期間は、平成31年1月4日(金)から平成31年4月1日(月)までとなっています。

また、平成30年分の贈与税の確定申告期間は、平成31年2月1日(金)から平成31年3月15日(金)までとなっています。

期限間近になると、申告相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、お早めに申告をお済ませください。

なお、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書はe-Taxで申告することができるほか、印刷して郵送等により提出することもできますので、是非ご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧くださいか、最寄りの税務署にお尋ねください。

○「にせ税理士」にご注意！

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談の税理士業務を行うこと(いわゆる「にせ税理士」行為)は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書

などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること(「税理士証票」を携行し、「税理士会員章(バッジ)」を着けています。)をご確認の上、ご相談ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがありますので、十分にご注意ください！

○マイナンバー(個人番号)の税務関係書類への記載について

税務署へご提出いただく税務関係書類について、マイナンバー(個人番号)の記載が必要であるとともに、本人確認書

類の提示又は写しの添付が必要なものがあります。

詳しくは、国税庁ホームページのトップページ(www.nta.go.jp又は[国税庁][検索]にある「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」をご覧ください。

○大分税務署 (電話 097-532-4171) ※自動音声案内

平成30年度 年末・年始労働災害防止 強調運動合同パトロール 実施報告

陸災防大分県支部では、12月4日から1月31日までの2ヶ月を「年末・年始労働災害防止強調運動」期間と定め、交通・荷役労働災害の防止を強力に推進しました。

「過労 ストレス SOS 告げる勇気と聞く器 みんなで作る健康職場」をスローガンに、県下5監督署の担当官と各地区の陸運災防指導員が合同で、12月4日の大分地区から18日の宇佐・豊後高田地区まで21事業所をパトロールし、安全衛生の基本的な取組み、安全衛生管理体制、安全衛生教育の実施状況、健康管理、荷役労働災害防止対策、交通労働災害防止対策などについて調査しました。

平成29年は県下での死亡災害が16名でしたが、本年は7名（うち道路貨物運送業0名）と減少しています。

年末・年始は、荷動きの増加や冬期における気象条件等により労働災害が発生しやすい時期です。会員各社においては、この運動を契機に交通・荷役労働災害ゼロを目指し「安全で快適な職場」づくりを推進していただきますようお願いいたします。

なお、このパトロールで訪問しました会員事業所並びに各地区の陸運災防指導員の皆様には、ご多忙のところ、またお寒い中、ご協力いただき誠にありがとうございました。



大分労働局長登録教習機関 大分産業機械技能教習所だより

平成30年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表

区別	試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日
	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	3月
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	6日	26H	97,200	4,461	11日～15日と18日
		実技のみ	6日	9H	88,560		
技能講習	車両系建設機械 登録第36号	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者(3ヶ月以上)	3日	14H	48,600	1,400	12日～14日
		全科(学科・実技)	6日	38H	91,800	1,400	1日と4日～8日 22日と25日～29日
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等及び旧解体用)技能講習所持者	1日	5H	16,200	1,540	22日
		不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	34,560	1,540
	高所作業車 登録第3-22号	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	36,720	1,850	5日～6日 18日～19日
		普通運転免許所持者	3日	14H	37,800	1,850	5日～7日 18日～20日
		普通運転免許なし	3日	17H	46,440	1,850	5日～7日 18日～20日
	小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,040	1,340	11日～13日 25日～27日
		免除なし	3日	20H	45,360	1,340	
	玉掛 登録第41号	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	19,440	1,645	6日～8日 18日～20日
		免除なし	3日	19H	23,760	1,645	
	フォークリフト 登録第4-1号	フォークリフト特別教育(3ヶ月)大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	16,200	1,620	4日と11日 25日と29日
		大型・中型・普通運転免許所持者	4日	31H	29,160	1,620	1班 4日～7日 25日～28日
							2班 4日と12日～14日
普通運転免許なし		5日	35H	30,240	1,620	9日～10日と 16日～17日 22日と 25日～28日	
シヨベルローダー 登録第4-2号	大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	15,120	1,620	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。	
	大型・中型・普通運転免許所持者	5日	31H	31,320	1,620		
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)		2日	13H	11,880	1,645	28日～29日
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	11,880	1,340	
	ローラー(制限なし)		2日	10H	11,880	1,340	6日～7日
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	11,880	1,620	18日～19日
職長・安全衛生責任者教育			2日	14H	11,880	1,512	27日～28日
熱中症予防労働衛生教育			1日	3.5H	4,320	1,404	15日

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。

建設労働者確保育成助成金(大分労働局 大分助成金センター)

- 1 中小建設事業主であること。
- 2 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
- 3 受講者が被保険者であること。
- 4 労働保険料を滞納していないこと。

(問い合わせ先)

※受講申込みの際に、助成金利用の旨をお知らせ下さい。

一般社団法人 **大分産業機械技能教習所**

〒870-0905 大分市向原西1-5-11

☎ (097) 554-2246

FAX (097) 554-2248

企業の皆さまへ！！

「2020TDM 推進プロジェクト」に 是非ご参加ください！

～本プロジェクトは、皆さまと一緒に東京 2020 大会時の交通混雑緩和と
企業活動の継続に向けた取組を進めるものです～

「2020TDM 推進プロジェクト」とは

- ・ 本年 8 月に、東京都、国、大会組織委員会の三者で発足させたプロジェクトで、2020 大会時の交通混雑緩和と企業活動の継続に向けた取組を推進するものです。
- ・ 大会時は、大会関係車両や観客の影響により、何も対策を行わないと、道路、鉄道ともに交通混雑が発生し、企業活動にも影響を及ぼす可能性があります。
- ・ 企業や団体の皆さまには、本プロジェクトへ参加登録いただき、交通混雑緩和と企業活動の継続への取組にご協力をお願いします。

《プロジェクトに登録して参加企業になっていただくと…》

- ✓ 大会時の混雑予測情報など、大会情報をいち早く提供します！
- ✓ セミナー・相談会のご案内を行います！
- ✓ HP で企業名を公表し、御社の HP とリンクすることもできます！

登録はHPから↓

<https://2020tdm.tokyo>

2020TDM

検索



まずはホームページをご覧ください。
大会時の輸送影響度マップをご覧ください。

＜お問合せ先＞

2020TDM 推進プロジェクト運営事務局

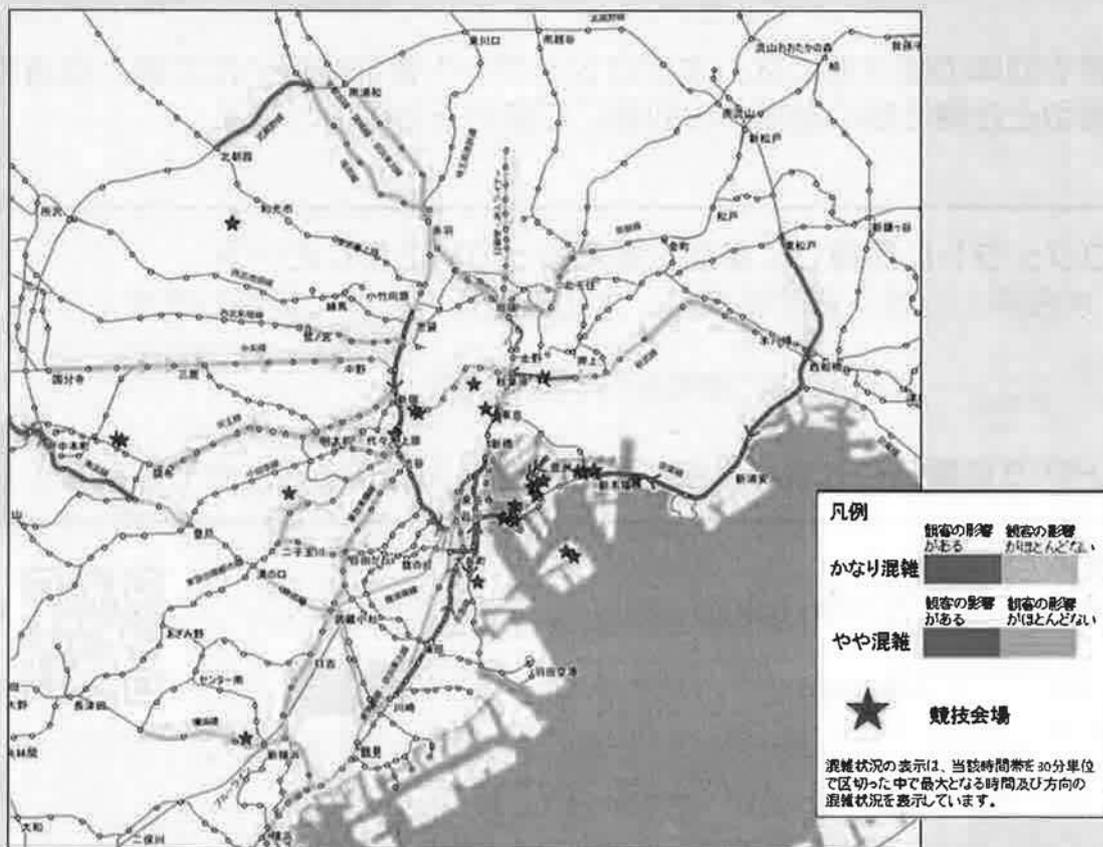
Tel : 0120-108-030 10:00～12:00、13:00～17:00 (土・日・祝、年末年始を除く)

《大会輸送影響度マップの一例》

一般道路：2020年7月31日（金）7時～8時



鉄道（路線全体（地下鉄以外））：2020年7月31日（金）8時～9時



- オリンピック大会期間中の日別・時間帯別に、高速道路・一般道路、鉄道の所要時間の变化や混雑度等を示した「大会輸送影響度マップ」を公開しています。
- このマップを参考に、大会期間中の移動の時間やルート変更などの計画策定にお役立てください。

「2020TDM 推進プロジェクト」参加申込書【FAX 用】

※ 【公開】の項目は、参加登録完了後に、2020TDM 推進プロジェクトの HP で公表させていただきます。

1. 企業・団体の名称及び部署名【公開】

企業・団体の名称及び部署名 (カナ)【非公開】

2. 所在地【非公開】

郵便番号

都道府県 (記入例：東京都)

都 道
府 県

区市町村 (記入例：新宿区)

区 市
町 村

町名 (記入例：西新宿 2 - 8 - 1)

ビル名/階数 (記入例：東京都庁第一本庁舎 14 階南側)

3. ご担当者名【非公開】

ご担当者名フリガナ【非公開】

4. 所属部署【非公開】

5. 電話番号【非公開】

6. メールアドレス【非公開】

※ 参加申込書を送付いただいた後、追って事務局よりご連絡させていただきます。

第13次労働災害防止計画（大分局版）のポイント

～誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向けて～

- ✓ 国の「労働災害防止計画」を踏まえ、大分労働局が管内の労働災害、業務上疾病発生状況等を減少させるために、今後、重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。
- ✓ 「Safe Work OITA」をキャッチフレーズとして、誰もが安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、官民一体となった取組を推進することとします。
- ✓ 計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間



現状と課題

- 死傷災害、死亡災害ともに、製造業と建設業で高い割合を占めている。
- 死傷災害は、第三次産業が占める割合が年々高くなっている。（全業種の46.1%）
- 一般健康診断結果の有所見率は、年々増加傾向にあり、平成29年には過去最高の53.7%となった。また、脳・心臓疾患につながるリスクのある血圧検査や血糖検査、血中脂質検査の有所見率が高い水準で推移している。
- 過労死や精神障害に係る労災請求は、年間20件前後で推移しており、減少傾向は認められない。
- 職業性疾病については、平成29年には過去最高の132人（うち腰痛50人）となった。



		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
脳・心臓疾患	請求件数	14	3	7	5	8
	認定件数	3	2	0	0	3
	うち死亡件数	2	0	0	0	0
精神障害	請求件数	7	15	13	9	17
	認定件数	2	5	4	7	5
	うち自殺件数	1	1	1	0	0
合計	請求件数	21	18	20	14	25
	認定件数	5	7	4	7	8
	うち死亡・自殺計	3	1	1	0	0

※平成29年は平成30年2月20日時点の件数

計画の目標

- ◆ 死亡災害
 - 13次防計画期間中の総数を
 - 全業種：48人以下とする。（12次防計画期間の総数57人より15%以上減少）
 - 建設業：22人以下とする。（12次防計画期間の総数26人より15%以上減少）
 - 製造業：12人以下とする。（12次防計画期間の総数15人より15%以上減少）
- ◆ 死傷災害
 - 2022年の全業種の死傷者数：1,182人以下とする。（2017年より5%以上減少）
- ◆ 労働者の健康確保対策に係る目標
 - 2022年度までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。（労働者30人以上の事業場）

重点対象業種

- 建設業
- 製造業
- 陸上貨物運送事業
- 林業
- 第三次産業
(小売業、社会福祉施設及び飲食店)

7つの重点施策

詳細は次ページ

- ① 企業・業界単位における安全衛生の取組の強化
- ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- ③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- ④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- ⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- ⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- ⑦ 高校・大学と連携した安全衛生教育の実施

重点施策ごとの具体的取組

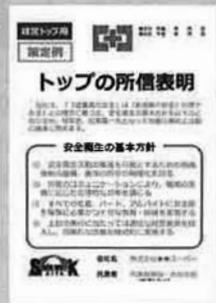
① 企業・業界単位における安全衛生の取組の強化

大分労働局・各労働基準監督署においては、第13次労働災害防止計画における労働災害防止活動を推進するためには、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、次の8項目については、「大分労働局における最重点取組事項」と位置付けて本計画を推進しますので、県下の事業場におきましては積極的な取組を実施してください。

STEP 1 経営トップによる安全衛生に関する所信表明及び安全衛生パトロールの実施

労働災害の防止及び快適な職場環境の形成のためには、経営トップがその所信を表明することにより、労使双方が労働災害防止のための共通認識を持ち、一丸となって取り組むことが重要です。

また、経営トップが率先垂範して職場の「安全パトロール」を実施するなど、職場内における「安全衛生活動の総点検」を実施します。



STEP 2 リスクアセスメントの結果を踏まえた安全を最優先にした作業計画の策定

適切な作業計画及び作業手順書の作成による安全な作業方法を確立するため、リスクアセスメントを確実に実施しましょう。

STEP 3 関係労働者による「作業前KY（危険予知）活動」の実施

～ 毎日又は作業の都度、KY活動を実施しましょう ～

管理者・作業者が、作業現場の状況を確認しながら、主に行動面の対策を決定します。

- | | | | |
|--------|--|---|-----------------|
| 【現状把握】 | <input type="checkbox"/> 今後行う作業にどんな危険が潜んでいるか | ⇒ | 全員で考えられる危険を出し合う |
| 【本質追求】 | <input type="checkbox"/> これが危険のポイント | ⇒ | 危険の絞り込み |
| 【対策樹立】 | <input type="checkbox"/> あなたならどうする | ⇒ | 対策を出し合う |
| 【目標設定】 | <input type="checkbox"/> 私たちはこうする | ⇒ | 行動目標の絞り込み |



STEP 4 一人ひとりの労働者による「行動前一人KY活動（ちょっと待てその判断行動前に安全確認）」の実施

「行動前一人KY活動」とは、作業者各自が、作業行動にとりかかる前に、作業現場の状況を指差呼称で確認しながら、自問し、行動前の安全対策を再確認して作業します。

～ 労働災害防止の最後の砦は、自分自身です ～



STEP 5 指差呼称による安全確認の実施

「指差呼称」は、目、腕、口、耳などを総動員して、自分の作業行動や対象物の状態を確認するものです。指差呼称により、誤り（ミス）の発生率が約6分の1以下になります。



STEP 6

各事業場の設備、作業内容に即した安全5原則 (又は3原則)の決定・周知

各事業場の設備、作業内容等に応じて、労働災害を防止するために遵守すべき安全事項を5項目(又は3項目)決定し、その内容を書面等により掲示するものです。決定された5項目については、毎日の朝礼等で唱和・指差呼称することで労働者の安全意識レベルを高め、安全作業の意思統一を図るものです。

「林業安全遵守5原則」

- 1 安全な距離の確保と危険範囲の立入禁止
- 2 伐倒方向・遠退場所の確認と合図の徹底
- 3 かり木処理は、
フェンシングバー、チルホール使用
一人作業は禁止
- 4 問題発生まず報告、みんなで検討・対応する
- 5 確認作業は、指差呼称

私がルールを守れば、ルールが私を守る
ご安全に!!

STEP 7

「私の安全宣言」の表明による安全意識の高揚

各作業者が取り組む安全衛生に係る遵守すべき事項について、作業内容、役割等に応じて安全宣言を表明し、その内容を書面等により掲示するものです。各作業員が安全宣言することにより、個人個人が自覚と責任を持った自主的な行動となります。



【取組事例】

STEP 8

選任した安全衛生担当者によるSTEP 1～STEP 7の確認・指導

事業者は、前記取組を確認・指導する安全衛生の担当者を選任し、必要な権限を付した上で、前記1～7について自主的な取組を推進してください。また、選任した安全衛生担当者の氏名や担当させる職務等を掲示することも安全意識の向上に効果的です。

※ 右表は、「労働安全衛生法施行令第2条第3号の業種の事業場における安全担当者の配置等に係るガイドライン」に基づいた掲示です。大分労働局ホームページからダウンロードできます。

安全担当者の職務

- ① 労働災害及び労働方法の改善に関すること
労働災害の発生防止、原因の究明、再発防止の徹底
- ② 労働者の安全意識の啓発及び安全活動に関すること
安全活動の推進、安全活動の徹底
- ③ 労働者の健康に関する安全活動の推進、実施に関すること

また、企業における自主的な取組として、次の安全衛生活動の取組を推進します。

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取組
- 企業における健康確保措置の推進
- 安全の見える化の普及・促進
- 業界団体内の体制整備の促進
- 「Safe Work OITA」の普及・促進
- 関係行政機関との連携の強化

② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業対策

【目標】死亡者数を15%減少



建設業における死亡者数は、すべての計画期間において全業種に占める割合が最も高くなっており、12次防期間中では45.6%を占めている。

- 足場、はしご、屋根等高所からの墜落・転落災害の防止対策の推進及びフルハーネス(安全帯)の普及促進
- 「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」、「大分県シートベルト着用運動」、「行動前1人KY活動」の周知徹底
- 九州北部豪雨・台風18号による災害復旧工事等における労働災害防止対策の徹底

製造業対策

【目標】死亡者数を15%減少



全業種に占める製造業の死亡者数の割合は、すべての計画期間において建設業に次いで高く、12次防期間中では、26.3%となっている

- 機械設備の危険箇所への覆いの設置等、機械の安全化の措置等の促進により、「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止
- 労働災害が多発している食料品製造業について、食品加工機械の安全な使用方法等の徹底と職長教育の実施を推進します。
- 造船業、木材木製品製造業における中長期な取組の推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を5%減少

- 重篤な災害につながるおそれがある5大災害(①墜落・転落災害、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④トラックの無人暴走、⑤トラック後退時の事故)を防止するため、荷役作業中の労働災害防止を徹底

林業対策

【目標】死傷者数を5%減少

- 林業安全遵守5原則の取組の推進
- チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の周知・徹底

③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保

労働者数30人以上の
事業場が対象です！

✓ 労働者の健康確保対策の強化

- 企業における健康確保措置の推進
- 産業医・産業保健機能の強化

✓ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- 時間外労働の上限規制による過重労働の防止を図る。
- 長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

✓ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

次のいずれかのメンタルヘルス対策の取組について周知を行う。

- ① 同対策について、安全衛生委員会等での調査審議
- ② 同対策に関する問題点を解決するための計画の策定と実施
- ③ 同対策の実務を行う担当者の選任
- ④ 同対策に関する労働者への教育研修・情報提供
- ⑤ 同対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供
- ⑥ 同対策に関する事業場内の産業スタッフへの教育研修・情報提供
- ⑦ ストレスチェックの実施
- ⑧ 職場環境等の評価及び改善（ストレスチェック後の集団分析を含む）
- ⑨ 職場復帰における支援（職場復帰支援プログラムの策定含む）
- ⑩ 同対策に関する事業場内の相談体制の整備
- ⑪ 大分産業保健総合推進センター、各地域産業保健センターの活用
- ⑫ 医療機関を活用した同対策の実施
- ⑬ 他の外部機関を活用した同対策の実施

④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

✓ 労働災害の減少がみられない業種及び業種横断的な対応

5つの取組対策

- ◎ 第三次産業対策
(小売業、社会福祉施設及び飲食店)
- ◎ 転倒災害の防止対策
- ◎ 熱中症の予防対策
- ◎ 腰痛の予防
- ◎ 交通労働災害対策

« 対策のポイント »

- 小売業、社会福祉施設及び飲食店については、本社・本部による労働災害防止対策への参画促進
- 経営トップに対する意識啓発、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上
- 「安全担当者の配置等に係るガイドライン」に基づいた安全推進者の選任、4S活動や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「安全の見える化」運動等の取組の促進

⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と仕事の両立支援のためのガイドラインの周知啓発
- 「大分県治療と仕事の両立支援推進チーム」の活動等を通じた、地域における企業、医療機関等関係者との連携の推進

⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
安全データシート(SDS)交付義務対象物質の譲渡提供時における危険有害性情報の確実な伝達
- 粉じん障害防止対策
第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、呼吸用護具の適正な使用、じん肺健康診断の着実な実施等粉じんによる健康障害を防止するための取組の推進
- 石綿による健康障害防止対策
解体等作業における石綿ばく露防止の徹底、呼吸用保護具や手袋等の保護具着用の徹底
- 受動喫煙防止対策
事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進

⑦ 高校・大学と連携した安全衛生教育の実施

本リーフレットの内容に関するご質問等は、大分労働局又は各労働基準監督署にお問い合わせください。

- 大分労働局 健康安全課 TEL 097-536-3213
- 大分労働基準監督署 TEL 097-535-1511
- 中津労働基準監督署 TEL 0979-22-2720
- 佐伯労働基準監督署 TEL 0972-22-3421
- 日田労働基準監督署 TEL 0973-22-6191
- 豊後大野労働基準監督署 TEL 0974-22-0153

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
(株)エーストランスポート 平成31年1月11日	末松 英雄	一般 利用	大分市坂ノ市中央 一丁目7番33号	5				5	097-524-2322 097-524-2321

会員名簿訂正方のお願ひ

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
12	(有)東輝工業 首藤 有	首藤 正彦	代表者の変更
30	ケイジー物流(株)九州営業所 廣原 孝雄	加藤 昭二	代表者の変更
39	ビッグライン(株) 森 誠一	友岡 宏三	代表者の変更

燃料情報

平成30年12月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格(円)

	価格(県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	123.0	97.5	109.3
ローリー平均	118.5	91.1	96.5
カード平均	114.0	96.0	103.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	11	33.3
出 光	6	18.2
昭 和 シ ェ ル	3	9.1
エクソンモービル	1	3.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	21.2
そ の 他	5	15.2
合 計	33	100.0

区分	月	30年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
スタンド 平均	大分	104.9	105.6	105.1	108.1	112.1	115.2	113.2	115.6	116.5	119.8	116.5	109.3
	全国	102.7	102.2	101.2	101.9	106.7	109.0	109.9	109.4	111.9	116.1	112.1	104.9
ローリー 平均	大分	96.7	96.2	95.3	97.5	99.7	104.2	104.2	104.1	106.4	110.2	104.8	96.5
	全国	95.5	94.9	93.4	95.7	100.8	101.7	102.8	102.1	104.4	108.8	103.0	95.1
カード 平均	大分	101.9	102.1	101.0	103.0	107.9	110.1	110.0	107.8	110.6	116.5	110.3	103.5
	全国	101.4	100.6	99.5	100.0	106.2	108.2	108.8	108.2	110.1	115.0	110.8	102.5

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ(消費税抜きの価格)

注) スタンド:スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (平成30年12月)

平成31年1月25日現在
(公社)全日本トラック協会

平成30年12月 単 純 計 算 表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	106.90	96.85	103.88

平成30年12月 元 売 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

元 売 名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
JX日 鉱 日 石	106.31	95.26	105.03
出 光	110.01	96.46	105.32
昭 和 シ ェ ル	108.54	97.13	102.43
エクソンモービル			
キ グ ナ ス			
コ ス モ	105.88	94.80	99.15
そ の 他	104.69	100.28	104.56

平成30年12月 購 入 量 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

月 間 購 入 量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	106.79	96.53	104.43
30～50キロリットル未満	107.67	99.21	96.76
50～100キロリットル未満		97.33	97.80
100キロリットル以上		95.10	

平成30年12月 支 払 期 限 別 集 計 表 地区:九州(沖縄除)

支 払 期 限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	105.53	98.91	104.16
30～60日 未 満	106.96	96.28	103.24
60 日 以 上	109.79	96.74	111.50

軽油価格推移表 地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
平成30年8月	111.87	103.06	107.87
平成30年9月	112.54	106.16	111.29
平成30年10月	118.16	110.18	114.95
平成30年11月	113.69	104.63	110.89
平成30年12月	106.90	96.85	103.88

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（2月16日～3月15日）

日 曜	行 事
16 土	トラックの森植樹式（11:00 大分市久土「トラックの森」）
17 日	
18 月	事業推進評議委員会（13:30 大分県トラック会館）
19 火	原子力防災業務関係者研修（9:30 土地改良会館）、全ト協 環境対策委員会（13:30 全日本トラック総合会館）、大分県交通安全推進協議会幹事会（13:30 大分中央警察署）、荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたセミナー（14:00 TKP博多駅前シティセンター）
20 水	全ト協 広報業務担当者会議（13:30 全日本トラック総合会館）、職業生活設計セミナー（13:30 ホルトホール大分）、整備管理者選任前研修（14:00 大分県教育会館）
21 木	重量部会「行政懇談会」（13:30 大分県トラック会館）、NASVAリスク管理（基礎）セミナー（13:30 大分県トラック会館）、全ト協 青年部会全国代表者会議（15:00 全日本トラック総合会館）、全ト協 ダンプトラック部会長会議（15:00 ホテルウイングインターナショナル東京四谷）
22 金	正副会長会（10:00 大分県トラック会館）、第7回臨時理事会（13:00 大分県トラック会館）、青年部全国大会（14:00 京王プラザホテル）
23 土	
24 日	
25 月	
26 火	運行管理者特別講習（9:30 大分県トラック会館）、全ト協 利用運送・積合部会研修会（16:00 全日本トラック総合会館）
27 水	運行管理者特別講習（9:30 大分県トラック会館）
28 木	全ト協 労働安全・衛生委員会（13:30 全日本トラック総合会館）
3/1 金	全国適正化事業部（課）長業務連絡会議（13:30 福岡県トラック総合会館）
2 土	運行管理者試験対策研修会（9:00 大分県トラック会館）
3 日	運行管理者試験（大分県教育会館）
4 月	働き方改革関連法に関する説明会（10:00 ホルトホール大分、14:00 ホルトホール大分）
5 火	適正化事業評議員会（10:30 大分県トラック会館）、取引環境・労働時間改善地方協議会（13:30 大分県トラック会館）
6 水	全ト協 経営改善・情報化委員会（13:30 第一ホテル東京）
7 木	全国適正化事業実施機関本部長会議（13:30 第一ホテル東京）、全ト協 理事会（14:30 第一ホテル東京）
8 金	九州ブロック食料品部会（11:00 八仙閣）、九州各県トラック協会食料品部会全体交流会（13:30 八仙閣）、ドライバー講習会・省エネ運転研修会（13:30 大分県トラック会館）
9 土	
10 日	
11 月	
12 火	
13 水	
14 木	総務・企画委員会（13:30 大分県トラック会館）、九州ブロック専務理事業務連絡会議（15:00 ホテル&リゾート佐賀唐津）、九ト協 理事会（16:00 ホテル&リゾート佐賀唐津）
15 金	全ト協 輸送事業部兼業務関連会議（14:00 全日本トラック総合会館）

帳票関係FAX注文書

(公社)大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

平成 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本タイプ)	1冊 (100枚)	170	
2	運転日報 (応用タイプ)	1冊 (100枚)	320	
3	乗務日報	1冊 (100枚)	270	
4	日常点検記録簿 (トラック用)	1冊	150	
5	〃 (トラクタ・トレーラー用)	1冊	150	
6	点呼記録 (12名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	350	
7	点呼記録 (12名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	350	
8	点呼記録 (25名・A様式:途中点呼あり)	1冊 (100枚)	600	
9	点呼記録 (25名・B様式:途中点呼なし)	1冊 (100枚)	600	
10	点呼記録 ファイル (12名用)	1個	1,300	
11	点呼記録 ファイル (25名用)	1個	1,800	
12	点検整備記録簿 (A4判・2枚複写)	1冊	300	
13	車両管理台帳綴 (A4判)	1冊	220	
14	運転者台帳 (労働者台帳)	50枚	500	
15	運転者台帳 (労働者台帳) 索引	1枚	25	
16	運転者台帳用ファイル (索引付)	1個	800	
17	運行管理者	1枚	50	
18	整備管理者	1枚	50	
19	事故報告書 (4枚複写)	1セット	200	
20	運行管理規程	1冊	200	
21	整備管理規程	1冊	150	
22	ゼロ旗 (大)	1枚	1,500	
23	安全旗 (大)	1枚	1,500	
24	運行指示書 (2枚複写)	30組	400	
25	〃 (2枚複写・30組)	1冊	480	
26	事業報告書	1冊	100	
27	タコチャート紙 M-7-120	1個	600	
28	M-7-140	1個	600	
29	L-7-120	1個	600	
30	M-26-120	1個	600	
31	M-26-140	1個	600	
32	標準貨物自動車運送約款 (掲示用)	1枚	108	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。



STOP! 転倒災害

プロジェクト



厚生労働省大分労働局・各労働基準監督署

安全に、
ものを届ける
トラックは、

安心も、
いっしょに
運んでいます。



国内貨物輸送の90%を担うトラック。あなたの笑顔と出会うため、
幸せを運ぶため、これまでもこれからも、しっかりとハンドルを握り続けます。

くらし

トラックは生活と経済のライフライン

- | | | | | | | |
|---------------|----------------|---------------|---------------|----------------|---------------|----------------|
| (公社)北海道トラック協会 | (一社)茨城県トラック協会 | (一社)山梨県トラック協会 | (一社)静岡県トラック協会 | (公社)奈良県トラック協会 | (一社)徳島県トラック協会 | (公社)熊本県トラック協会 |
| (公社)青森県トラック協会 | (一社)栃木県トラック協会 | (公社)新潟県トラック協会 | (一社)愛知県トラック協会 | (公社)和歌山県トラック協会 | (一社)香川県トラック協会 | (公社)大分県トラック協会 |
| (公社)岩手県トラック協会 | (一社)群馬県トラック協会 | (公社)長野県トラック協会 | (一社)三重県トラック協会 | (一社)鳥取県トラック協会 | (一社)愛媛県トラック協会 | (一社)宮崎県トラック協会 |
| (公社)宮城県トラック協会 | (一社)埼玉県トラック協会 | (一社)富山県トラック協会 | (一社)滋賀県トラック協会 | (公社)鳥取県トラック協会 | (一社)高知県トラック協会 | (公社)鹿児島県トラック協会 |
| (公社)秋田県トラック協会 | (一社)千葉県トラック協会 | (一社)石川県トラック協会 | (一社)京都府トラック協会 | (一社)岡山県トラック協会 | (公社)福岡県トラック協会 | (公社)沖縄県トラック協会 |
| (公社)山形県トラック協会 | (一社)東京都トラック協会 | (一社)福井県トラック協会 | (一社)大阪府トラック協会 | (公社)広島県トラック協会 | (公社)佐賀県トラック協会 | |
| (公社)福島県トラック協会 | (一社)神奈川県トラック協会 | (一社)岐阜県トラック協会 | (一社)兵庫県トラック協会 | (一社)山口県トラック協会 | (公社)長崎県トラック協会 | |

